

第18回社会保障審議会	資料2-3
平成19年3月14日	

第166回通常国会提出法案

第166回通常国会提出法案の概要（社会保障関係）

厚生労働省

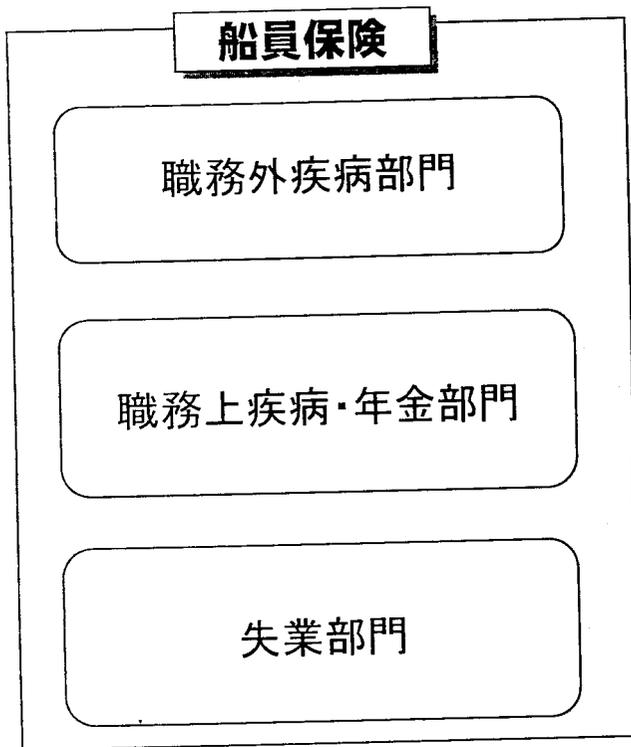
- | | |
|--|--------|
| ①雇用保険法等の一部を改正する法律案（船員保険法部分） | ・・・ 1 |
| ②国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案 | ・・・ 2 |
| ③児童手当法の一部を改正する法律案 | ・・・ 3 |
| ④戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案 | ・・・ 4 |
| ⑤社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案 | ・・・ 5 |
| ⑥社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案 | ・・・ 6 |
| ⑦消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案 | ・・・ 7 |
| ⑧日本年金機構法案 | ・・・ 8 |
| ⑨国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案 | ・・・ 9 |
| ⑩被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（仮称） | ・・・ 10 |

船員保険制度の見直しについて

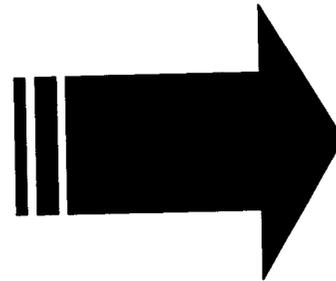
(「雇用保険法等の一部を改正する法律案」における船員保険法の改正の概要)

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)を踏まえ、船員保険事業のうち職務上疾病・年金部門及び失業部門をそれぞれ労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度に統合し、見直し後の船員保険の運営主体を全国健康保険協会とする等所要の改正を行う。

〔現行制度〕

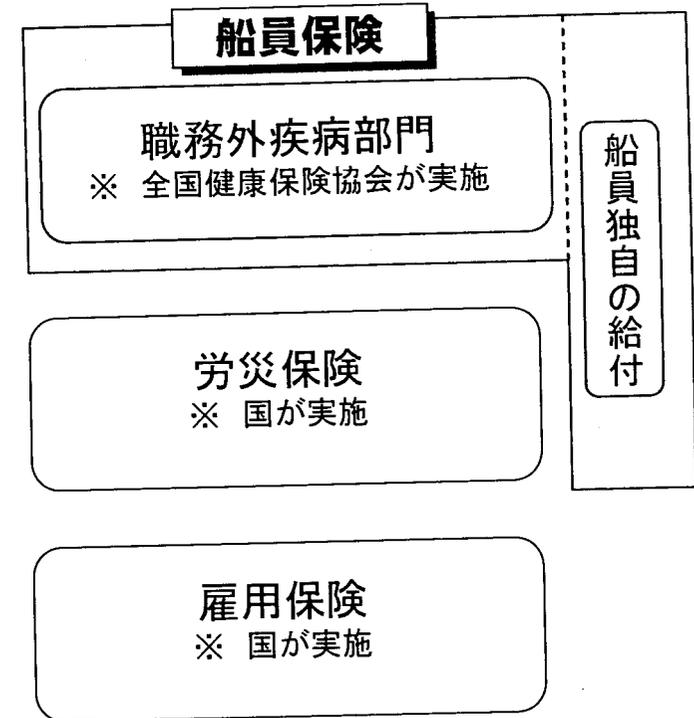


○労災保険・雇用保険と統合し、独自給付は職務外疾病部門と一体的に実施



○船員保険特別会計は廃止

〔見直し後〕



※ あわせて、雇用保険法改正に伴う改正(失業等給付の見直し、国庫負担の見直し等)のほか、統合を前提に、失業部門の保険料率(被保険者負担分に限る)の引下げを平成19年4月より実施予定。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の概要

平成19年度以降における基礎年金の国庫負担割合を引き上げるための所要の改正を行うもの。

1 概要

基礎年金の国庫負担割合2分の1に向けて、平成17年度及び平成18年度に引き続き、平成19年度の国庫負担割合を引き上げる。

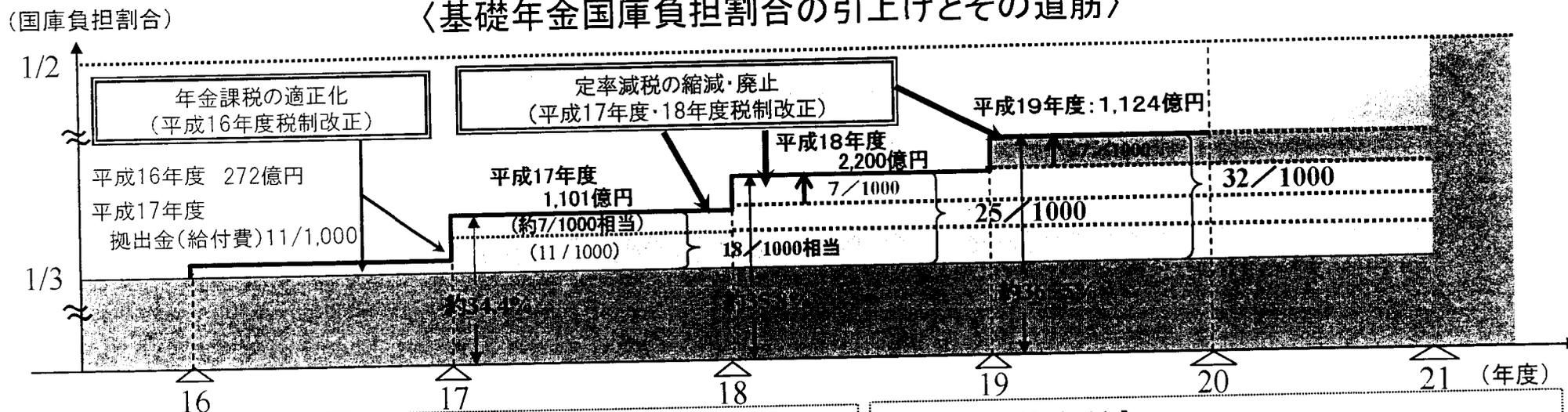
〔平成18年度〕
 $1/3 + 25/1000$

➔
 $+7/1000$
 (平成19年度引上げ分)

〔平成19年度〕
 $1/3 + 32/1000$

2 施行期日 平成19年4月1日

〈基礎年金国庫負担割合の引上げとその道筋〉



【年金改正法附則第15条】
 平成17年度及び平成18年度において、我が国の経済社会の動向を踏まえつつ、所要の税制上の措置を講じた上で、別に法律で定めるところにより、国庫負担の割合を適切な水準へ引き上げるものとする。

【年金改正法附則第16条】
 特定年度(国庫負担割合が2分の1に完全に引き上げられる年度)については、平成19年度を目途に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までのいずれかの年度を定めるものとする。

児童手当法の一部を改正する法律案の概要

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円とする。

〈0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当〉

(現 行)

(改正案)

第1子、第2子

月額5千円



月額1万円 (倍 増)

第3子以降

月額1万円

月額1万円 (現行どおり)

施行日:平成19年4月1日 (最初の支給月 6月)

※ 所得制限あり(政令事項) サラリーマン家庭の標準4人世帯で年収860万円(現行どおり)

(参考) 3歳以上小学校修了前の児童の養育者に対する
児童手当 (現行どおり)

・支給額: 第1子、第2子 月額 5千円
第3子以降 月額 1万円

・所得制限あり (上記と同じ)

※ 平成19年2月9日 国会提出済み (閣法第24号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の概要

「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による遺族年金等の額を、恩給の改定に準じて引き上げる等の改正を行う。
(平成19年10月1日施行)

1 遺族年金(遺族給与金)の額を、恩給の改定に準じて引き上げる。(以下は、年金額の改定例)

- | | (現行) | (改正案) |
|---|------------|--|
| ① 公務死の場合
(例:戦闘により死亡) | 1,962,500円 | → 1,966,800円
恩給の公務扶助料に係る遺族加算の引上げ(4,300円)に準拠。 |
| ② 勤務関連死の場合
(例:内地で疾病により死亡) | 1,559,500円 | → 1,573,500円(平成19年10月からの1年間は1,568,700円)
恩給の特例扶助料及び遺族加算の引上げ(14,000円)に準拠。平成20年10月までの2年計画で引き上げ。 |
| ③ 平病死(公務軽症)の場合
(例:戦闘による軽症の戦傷病者がその傷病以外の理由で死亡) | 503,750円 | → 557,600円(平成19年10月からの1年間は514,550円)
恩給の傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の引上げ(53,850円)に準拠。平成23年10月までの5年計画で引き上げ。 |

2 援護法による年金の額について、次のような自動改定の制度を導入する(なお、平成19年度については、据置き)。(恩給の改正と同様の措置)

平成19年度以降の年金額水準について、過去の据置き分につき調整措置を講じた後、公的年金の引上率により自動的な改定を行う。

3 国の年金支給事務の簡素化のため、援護法による年金の過誤払による返還金債権と年金の支払債務の調整(相殺)を行うことができることとする。(恩給の改正及び公的年金と同様の措置)

(参考1) 援護法と恩給法の関係

	援護法	恩給法
支給対象者	(軍人・)軍属・準軍属とその遺族 (軍人は恩給法非該当者のみ)	文官・軍人とその遺族
退職給付	—	普通恩給、普通扶助料
障害給付	障害年金	増加恩給等
遺族給付	遺族年金(遺族給与金)	公務扶助料等

(参考2) 援護年金受給者数及び平均年齢(平成18年12月末)

	(受給者数)	(平均年齢)
障害年金	2,532人	80.0歳
遺族年金(遺族給与金)	21,918人	88.2歳
合計	24,450人	

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案の概要

- 社会保障制度の二重負担の解消や老齢年金に関する保険料の掛け捨ての防止を目的として、日本国が締結する社会保障に関する二国間協定を迅速かつ機動的に実施するため、これまで相手国ごとに制定してきた厚生年金保険法等の特例法の内容を網羅した包括的な法律（「包括実施特例法」）を制定する。
- 包括実施特例法の制定により、①社会保障協定の発効までの過程が迅速化され、②多数国との積極的な協定締結に向けた機動的な交渉が可能となることにより、協定締結の加速化が実現。



< 課題 >

当該国との間で社会保障協定締結に向けた交渉を行うとともに、協定実施のための国内法を当該国ごとに整備。

協定締結交渉のための時間と併せて、一力国ごとに国内法制を整備するための手続きが必要なため、協定締結国の拡大のボトルネックとなっている。

< 包括実施特例法の制定による効果 >

これまでの7カ国との社会保障協定の内容とノウハウの蓄積を踏まえ、
 (1) 社会保障法令の適用調整（二重負担問題の解消）
 (2) 加入期間の通算（保険料掛け捨て問題の解消）
 といった特例措置を基本的骨格として、各国ごとの法律の内容を網羅した包括実施特例法を制定。

社会保障協定を実施するための国内法制の整備のための手続きの迅速化。

①協定の発効までの過程の迅速化、②多数国との協定締結交渉が可能、
 により、協定締結の加速化が実現。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案の概要

改正の必要性

- 近年の介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応し、人材の確保・資質の向上を図ることが求められている。
- 介護保険制度の導入や障害者自立支援法の制定等により、**認知症の介護など従来の身体介護にとどまらない新たな介護サービスへの対応**が求められている。
 - 介護保険制度、障害者支援費制度等の利用者がサービスを選択できる制度を導入したことに伴い、**サービスの利用支援、成年後見、権利擁護等の新しい相談援助の業務が拡大**してきている。

改正の概要

1 定義規定の見直し

- ① 介護福祉士の行う介護を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「**心身の状況に応じた介護**」に改める。
- ② 社会福祉士の業務として、**福祉サービスを提供する者又は医師等の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡・調整**を明確化する。

2 義務規定の見直し

- ① **個人の尊厳を保持**し、その有する能力・適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実に業務を行わなければならない。
- ② 介護福祉士は**認知症等の心身の状況等**に応じ、社会福祉士は**地域に即した創意と工夫**を行いつつ、業務を行わなければならない。
- ③ サービスが総合的かつ適切に提供されるよう、**福祉サービス提供者、医師等の保健医療サービス提供者その他の関係者との連携**を保たなければならない。
- ④ 資格取得後も、社会福祉・介護を取り巻く環境の変化に適應するため、**知識・技能の向上**に努めなければならない。

3 資格取得方法の見直し

【介護福祉士】

- ① 「**養成施設**」卒業者は、資格を取得するためには、新たに**国家試験を受験する仕組み**とする。
- ② 「**福祉系高校**」について、教科目・時間数だけでなく新たに**教員要件、教科目の内容等にも基準を課す**とともに、**文部科学大臣・厚生労働大臣の指導監督に服する仕組み**とする。
- ③ 「**実務経験**」(3年以上)に加え、新たに**6月以上の養成課程(通信等)を経た上で国家試験を受験する仕組み**とする。

【社会福祉士】

- ④ 「**福祉系大学**」の実習等の教育内容、時間数等について、**文部科学大臣・厚生労働大臣が基準を設定**する。
- ⑤ 「**行政職**」経験に加え、新たに**6月以上の養成課程を経た上で国家試験を受験する仕組み**とする。

4 社会福祉士の任用・活用の促進

- ① **社会福祉主事**養成課程を修了後、2年以上の実務経験を有し6月以上の養成課程を経たものに、新たに**国家試験の受験資格を付与**する。
- ② **身体障害者福祉司、知的障害者福祉司**等の任用資格として、**社会福祉士を位置付ける**。

【経過措置】(介護福祉士関係)

養成施設を卒業した者は、当分の間、**准介護福祉士**の名称を用いることができることとする。

* 日比経済連携協定に基づく養成施設コースのフィリピン人にも適用

施行期日

平成24年4月1日(3②・④・⑤及び4①は平成21年4月1日、1、2及び4②は公布の日)

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案の概要

消費生活協同組合制度について、共済事業における契約者保護、経営・責任体制の強化等の観点から所要の改正を行う。

改正の必要性

- 共済事業に関し、契約者の保護のため、事業の健全性を担保するための規制を強化する。(農協法は平成16年に、中小企業等協同組合法は18年に、既に改正済み)
- 経営・責任体制の強化のため、規定の整備を図るとともに、生協を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しを行う。
- あわせて、貸金業法改正に伴い、貸金業者の流入を防止するための見直しを行う。

改正の概要

1 契約者保護

契約者保護の観点から、共済事業について、他の協同組合法における規定の整備状況や生協の特質を踏まえて、見直す

- ・ 最低限保有すべき出資金額(最低出資金)の基準の設定
- ・ 健全性基準(ソルベンシー・マージン比率)の導入
- ・ 共済募集時の禁止行為(虚偽を告げることの禁止など)の導入 等

2 事業の区域と利用者の範囲

生活圏の拡大等に対応するため、消費者の相互扶助組織という生協の本旨を踏まえ、所要の見直しを行う

【事業の区域】

購買事業の実施のために必要と認める場合には、その隣接県まで事業の区域を設定可能とする(現行は県内のみ)

【利用者の範囲】

員外利用は認めず、例外的に認められる場合について、法令上明記

(災害時の緊急物資提供(制限なし) / 山間へき地(20/100) / 保育所等への食材提供(20/100) 等)

3 公共的活動の推進

少子高齢社会において、生協が行う医療・福祉事業の適正化を図るとともに、組合員による福祉活動の育成に資する見直しを行う

- ・ 医療・福祉事業に係る剰余金の割戻しの制限
- ・ 医療・福祉事業の員外利用限度の設定(現行は制限なし)
- ・ 剰余金の用途たる事業として組合員の福祉活動に助成する事業を追加(現行は組合員の教育事業のみ) 等

4 経営・責任体制の強化

機関の権限の明確化等により、組合内部のガバナンスを強化するとともに、生協外部からの監視機能を強化する

- ・ 理事会、代表理事に関する規定の整備・充実
- ・ 員外監事の設置の義務づけ
- ・ 行政庁による解散命令の強化(法令違反全般について、解散命令を発動することを可能とする) 等

5 貸金業者の流入防止

貸金業法の改正による生協への貸金業者の流入を防ぐため、適切な事業実施のための措置を講ずる

- ・ 参入条件(純資産額規制)の設定
- ・ 貸付事業規約に対する行政庁の認可制の導入 等

施行期日

平成20年4月1日 (ただし、5の貸金業者の流入防止は、別に政令で定める日(貸金業法改正の施行期日を考慮し決定))

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案の概要

公的年金事業に対する国民の信頼を回復するため、日本年金機構の設立に併せて、各般にわたる業務改革を進める。

《改革の理念》①サービスの向上、②効果的・効率的な事業運営、③公正な事務処理と透明性の確保

組織改革

社会保険庁を廃止し、日本年金機構を設立

業務改革（本法案）

事業運営の改善に必要な国民年金法等の関係法律の改正

国民の信頼の回復・向上

I 概要

1 サービスの向上

- ①住民基本台帳ネットワークの活用により、被保険者等の住所変更等の届出を原則廃止するための規定の整備
- ②社会保険と労働保険の手続の期限を一致させることにより、事業主による手続の簡素化を図るための規定の整備など、サービスの向上のための規定を整備する。

2 保険料の収納対策の強化

クレジットカードによる保険料納付等の保険料を納めやすい環境の整備、社会保険制度内での連携による保険料納付の促進など、保険料収納対策の強化のための規定を整備する。

3 公的年金事業の公正・透明・効率的な運営の確保

- ①年金事務費の一部への保険料財源充当の制度化
 - ②年金福祉施設の根拠である「施設をすることができる」旨の規定の廃止及び年金相談等の年金給付に関連する事業の根拠規定の整備
- など、国民に信頼される公正・透明・効率的な事業運営を可能とするための規定を整備する。

II 施行期日

公布日、平成20年4月1日、平成21年4月1日等

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(仮称)の概要(※現在、政府部内で調整中のもの)

1. 法律案の趣旨

- 被用者年金制度の一元化については、平成18年4月の閣議決定及び12月の政府・与党合意に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

2. 法律案の概要

(1) 主要事項

- ① 被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。

- ・ 公務員及び私学教職員についての適用除外規定を削除し、厚生年金保険制度を適用。【厚年法の改正】

- ② 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。

- ・ 上記①により、公務員等に厚生年金保険制度を適用し、共済各法における共済年金の規定を削除する結果、共済年金にある遺族年金の転給制度は廃止。また、老齢給付及び障害給付に係る在職中の支給額の減額(支給停止)については、厚生年金の取扱いに統一。
- ・ 共済各法の取扱いに合わせ、国会議員及び地方議会議員に対する支給停止を規定。【厚年法の改正】

③ 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率に統一する。

- ・平成22年から1・2階部分の保険料率の統一を開始し、公務員共済については平成30年、私立学校教職員共済については平成39年に厚生年金の保険料率（18.3%）に統一。【附則】
- ・制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上し、国民に開示。【特会法の一部改正】

④ 事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。

- ・標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等を行う主体として、厚生労働大臣に加え、共済組合等を規定。【厚年法の改正】
- ・厚生労働大臣は、各所管大臣を経由して共済組合等に拠出金等に関し必要な報告を求めるほか、各所管大臣に対し、その報告に関し監督上必要な命令や監査の実施を求めることができることとする。【厚年法の改正】

⑤ 共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止する。（新たな公務員制度としての仕組み等については、その取扱いを含め、検討中。）

- ・職域部分に関する規定の削除。

⑥ 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について 27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

- ・ 追加費用の削減に関する規定の整備（文官恩給、旧三共済も同様）。【公務員共済各法等】
 - 税財源である恩給期間に係る給付について、本人の負担の差に着目して 27%引き下げる。ただし、一定の配慮措置については、給付額に対する引下げ額の割合が 10%を上回らないこと、減額後の給付額が 250 万円を下回らないこととする。
 - 文官恩給については、追加費用の減額の方法との均衡を考慮し、給付額を 10%引き下げる。ただし、減額後の給付額が 250 万円を下回らないこととする。
 - 郵政公社、NTT、JT 及び（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構等が負担している税負担ではない追加費用に係る恩給期間の給付についても、税負担による追加費用に係る恩給期間の給付と同一の減額を行う。

（2）その他

○ 被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。
（パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大）

- ・ 具体的な拡大の仕方については、検討中。【厚年法の改正】（被保険者の範囲に係る基本的事項を法定。具体的基準は一部政省令等に委任。）

3. 施行時期

- ・ 被用者年金制度の一元化の実施時期は、平成 22 年度を原則とする。なお、追加費用及び文官恩給の減額については、平成 20 年度から実施する。また、新たな公務員制度としての仕組み等については、検討結果を踏まえ、平成 22 年度から実施する。

以 上